



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次（*については県例規集掲載事項） （取扱課室名） ページ

○ 告示

396	介護保険法による指定居宅サービス事業者の廃止	（介護サービス指導課） 1
397	介護保険法による指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者の廃止	（ " ） 2
398	介護保険法による指定居宅サービス事業者の指定	（ " ） 2
399	介護保険法による指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者の指定	（ " ） 2
400	和歌山県保健医療計画（平成30年和歌山県告示第417号）の変更	（医務課） 3
401	和歌山県外来医療計画（令和2年和歌山県告示第603号）の変更	（ " ） 3
402	和歌山県医師確保計画（令和2年和歌山県告示第604号）の変更	（ " ） 3
403	大規模小売店舗の変更の届出	（商工振興課） 3
404	"	（ " ） 4
405	名田周辺土地改良区の定款変更の認可	（農業農村整備課） 5
406	保安林の指定予定の通知	（森林整備課） 5
407	道路の区域変更	（道路保全課） 6
408	道路の供用開始	（ " ） 6
409	道路の区域変更	（ " ） 6
410	道路の供用開始	（ " ） 7
411	道路の区域変更	（ " ） 7
412	道路の供用開始	（ " ） 7
413	道路の区域変更	（ " ） 8
414	道路の供用開始	（ " ） 8
415	道路の区域変更	（ " ） 8
416	道路の供用開始	（ " ） 9
417	"	（ " ） 9
418	一般競争入札による落札者の決定	（教育委員会） 9

○ 人事委員会告示

5	令和6年度和歌山県職員採用I種試験の実施 10
6	令和6年度和歌山県職員採用I種試験（社会人枠）の実施 14

○ 選挙管理委員会告示

*15	平成10年和歌山県選挙管理委員会告示第72号（不在者投票管理者となる病院等の指定）の一部改正 17
-----	------------------------------------------------	----------

告 示

和歌山県告示第396号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定に基づく指定居宅サービス事業者の廃止について、次のとおり届出があったので、同法第78条第2号の規定に基づき公示する。

令和6年4月12日

和歌山県知事 岸 本 周 平

指定事業者番号	事業者の名称 又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	廃止年月日
3071000719	医療法人敬英会	橋本市高野ロデイサービスセンター	和歌山県橋本市高野口町名倉1202番地の2	通所介護	令和6.3.31
3071500023	社会福祉法人有田市社会福祉協議会	社会福祉法人有田市社会福祉協議会	和歌山県有田市宮原町東215	通所介護	令和6.3.31
3071500239	有限会社丸吉呉服店	介護ステーション太陽	和歌山県有田市糸我町中番539	訪問介護	令和6.3.31
3072400454	有限会社まごころ	古道まごころ	和歌山県田辺市中辺路町栗栖川275-1	訪問介護	令和6.3.31

和歌山県告示第397号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項及び第115条の5第2項の規定に基づく指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者の廃止について、次のとおり届出があったので、同法第78条第2号及び第115条の10第2号の規定に基づき公示する。

令和6年4月12日

和歌山県知事 岸 本 周 平

指定事業者番号	事業者の名称 又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	廃止年月日
3062390137	医療法人北斗大洋会	訪問リハビリテーションルピナス	和歌山県東牟婁郡那智勝浦町宇久井714-3	訪問リハビリテーション 介護予防訪問リハビリテーション	令和6.3.31

和歌山県告示第398号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の規定により指定居宅サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条第1号の規定に基づき公示する。

令和6年4月12日

和歌山県知事 岸 本 周 平

指定事業者番号	事業者の名称 又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	指定年月日	指定の有効期間の満了の日
3071601557	株式会社SORUKKA	ヘルパーステーションひかり	和歌山県有田郡有田川町下津野850-1	訪問介護	令和6.4.1	令和12.3.31
3072101128	株式会社Fleur	ケアステーションフルール	和歌山県日高郡由良町江ノ駒29	訪問介護	令和6.4.1	令和12.3.31
3072301058	株式会社恵み	訪問介護サービスてん	和歌山県新宮市相筋一丁目3-12	訪問介護	令和6.4.1	令和12.3.31

和歌山県告示第399号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項及び第53条第1項の規定により指定居宅サービス事業者

及び指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条第1号及び第115条の10第1号の規定に基づき公示する。

令和6年4月12日

和歌山県知事 岸 本 周 平

指定事業者番号	事業者の名称 又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	指 定 年月日	指 定 の 有効期間の 満了の日
30620900 91	医療法人整形外科北 裏病院	訪問看護ステーショ ン北裏	和歌山県御坊市湯川町 小松原454番地	訪問看護	令和 6.4.1	令和 12.3.31
				介護予防訪問 看護	令和 6.4.1	令和 12.3.31
30621901 07	株式会社アルク	訪問看護ステーショ ンアルク	和歌山県日高郡みなべ 町山内字西魚崎1444番 地	訪問看護	令和 6.4.1	令和 12.3.31
				介護予防訪問 看護	令和 6.4.1	令和 12.3.31

和歌山県告示第400号

医療法（昭和23年法律第205号）第30条の6第2項の規定に基づき和歌山県保健医療計画（平成30年和歌山県告示第417号）を次のとおり変更したので、同法第30条の4第18項の規定により告示する。

令和6年4月12日

和歌山県知事 岸 本 周 平

（「次のとおり」は、省略し、変更後の計画書を和歌山県福祉保健部健康局医務課及び各保健所に備え置いて一般の縦覧に供する。）

和歌山県告示第401号

医療法（昭和23年法律第205号）第30条の6第1項の規定に基づき和歌山県外来医療計画（令和2年和歌山県告示第603号）を次のとおり変更したので、同法第30条の4第18項の規定に基づき告示する。

令和6年4月12日

和歌山県知事 岸 本 周 平

（「次のとおり」は、省略し、変更後の計画書を和歌山県福祉保健部健康局医務課及び各保健所に備え置いて一般の縦覧に供する。）

和歌山県告示第402号

医療法（昭和23年法律第205号）第30条の6第1項の規定に基づき和歌山県医師確保計画（令和2年和歌山県告示第604号）を次のとおり変更したので、同法第30条の4第18項の規定に基づき告示する。

令和6年4月12日

和歌山県知事 岸 本 周 平

（「次のとおり」は、省略し、変更後の計画書を和歌山県福祉保健部健康局医務課及び各保健所に備え置いて一般の縦覧に供する。）

和歌山県告示第403号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により、大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第3項の規定により公告する。

法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、「(1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあ

つては代表者の氏名（2）連絡先の電話番号（3）大規模小売店舗の名称（4）この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺的生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見」を記載した意見書を、本日から4月以内に和歌山県商工労働部商工労働政策局商工振興課に到着するように提出すること。

なお、提出された意見は法第8条第3項の規定により公告し、縦覧に供する。

令和6年4月12日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
イオンモール和歌山
和歌山県和歌山市中字楠谷573番地
- 2 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
三井住友信託銀行株式会社 代表取締役 大山一也
東京都千代田区丸の内一丁目4番1号
- 3 変更した事項
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
（変更前）縦覧図書記載のとおり
（変更後）縦覧図書記載のとおり
- 4 変更年月日
令和5年6月28日他
- 5 変更した理由
小売業者の変更のため並びに小売業者の住所及び代表者の変更のため
- 6 届出年月日
令和6年3月26日
- 7 届出の縦覧場所
和歌山県商工労働部商工労働政策局商工振興課（和歌山市小松原通一丁目1番地）
和歌山市産業交流局産業部商工振興課（和歌山市七番丁23番地）
- 8 届出の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯
縦覧期間 令和6年4月12日から同年8月13日まで
時間帯 午前9時30分から午後5時まで

和歌山県告示第404号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により、大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第3項の規定により公告する。

法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、「（1）氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名（2）連絡先の電話番号（3）大規模小売店舗の名称（4）この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺的生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見」を記載した意見書を、本日から4月以内に和歌山県商工労働部商工労働政策局商工振興課に到着するように提出すること。

なお、提出された意見は法第8条第3項の規定により公告し、縦覧に供する。

令和6年4月12日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
ローソン岩出岡田店・ケーズデンキ岩出店
和歌山県岩出市岡田字塚田228番1外
- 2 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
株式会社ローソン 代表取締役 竹増貞信

東京都品川区大崎一丁目11番2号

株式会社関西ケーズデンキ 代表取締役 杉本正彦

茨城県水戸市城南二丁目7番5号

3 変更した事項

大規模小売店舗の名称及び所在地

(変更前) ローソン岩出岡田店・(仮称) ケーズデンキ岩出店

和歌山県岩出市岡田字塚田228番1外

(変更後) ローソン岩出岡田店・ケーズデンキ岩出店

和歌山県岩出市岡田字塚田228番1外

4 変更年月日

令和5年3月17日

5 変更した理由

店舗の正式名称が決定したため

6 届出年月日

令和6年3月26日

7 届出の縦覧場所

和歌山県商工労働部商工労働政策局商工振興課(和歌山市小松原通一丁目1番地)

和歌山県那賀振興局地域づくり部地域づくり課(岩出市高塚209)

岩出市事業部産業振興課(岩出市西野209番地)

8 届出の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

縦覧期間 令和6年4月12日から同年8月13日まで

時間帯 午前9時30分から午後5時まで

和歌山県告示第405号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、名田周辺土地改良区の定款変更を認可したので、同条第3項の規定により、この旨を公告する。

令和6年4月12日

和歌山県知事 岸 本 周 平

和歌山県告示第406号

農林水産大臣から次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたから、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示する。

令和6年4月12日

和歌山県知事 岸 本 周 平

1 保安林予定森林の所在場所 橋本市三石台二丁目2の22(次の図に示す部分に限る。)、三石台四丁目1の74(次の図に示す部分に限る。)、橋谷字大谷988の15(次の図に示す部分に限る。)

2 指定の目的 土砂の崩壊の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林林業局森林整備課及び伊都振興局農林水産振興部林務課並びに橋本市役所に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第407号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和6年4月12日

和歌山県知事 岸 本 周 平

1 道路の種類 県道

2 路線名 かつらぎ桃山線

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考
紀の川市桃山町黒川字水垣内16 20番3地先から同市桃山町黒川 字高尾274番1地先まで	旧	9.00 } 46.86	320.15	
同上	旧	9.00 } 46.86	320.15	
同上	新	9.00 } 46.86	320.15	

和歌山県告示第408号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和6年4月12日

和歌山県知事 岸 本 周 平

道路の種類 県道

路線名 かつらぎ桃山線

供用開始の区間 紀の川市桃山町黒川字水垣内1620番3地先から同市桃山町黒川字高尾274番1地先まで

供用開始の期日 令和6年4月12日

和歌山県告示第409号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和6年4月12日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 1 道路の種類 県道
2 路線名 御坊中津線

区 間	新旧の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル	備 考
日高郡日高川町大字大又字大又口14番1地先から同町大字大又字大津16番1地先まで	旧	8.34 } 24.69	88.00	
同上	新	13.58 } 30.09	80.30	

和歌山県告示第410号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和6年4月12日

和歌山県知事 岸 本 周 平

道路の種類 県道

路線名 御坊中津線

供用開始の区間 日高郡日高川町大字大又字大又口14番1地先から同町大字大又字大津16番1地先まで

供用開始の期日 令和6年4月12日

和歌山県告示第411号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和6年4月12日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 1 道路の種類 県道
2 路線名 田辺印南線

区 間	新旧の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル	備 考
田辺市秋津川字栄谷4097番4地先から同市秋津川字栄谷4105番5地先まで	旧	3.22 } 5.99	77.10	
同上	新	3.54 } 12.44	76.80	

和歌山県告示第412号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供す

る。

令和6年4月12日

和歌山県知事 岸 本 周 平

道路の種類 県道

路線名 田辺印南線

供用開始の区間 田辺市秋津川字栄谷4097番4地先から同市秋津川字栄谷4105番5地先まで

供用開始の期日 令和6年4月12日

和歌山県告示第413号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和6年4月12日

和歌山県知事 岸 本 周 平

1 道路の種類 県道

2 路線名 山田岸上線

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考
橋本市吉原字中立288番1地先から同市吉原字中立289番1地先まで	旧	5.10 } 7.52	32.27	
同上	新	5.10 } 22.34	32.33	

和歌山県告示第414号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和6年4月12日

和歌山県知事 岸 本 周 平

道路の種類 県道

路線名 山田岸上線

供用開始の区間 橋本市吉原字中立288番1地先から同市吉原字中立289番1地先まで

供用開始の期日 令和6年4月12日

和歌山県告示第415号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和6年4月12日

- 1 道路の種類 県道
2 路線名 楠本小川線

区 間	新旧の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル	備 考
有田郡有田川町大字青田字宮奥294番2地先から同町大字青田字宮奥290番1地先まで	旧	6.70 }	33.32	
同上	新	26.22 }	33.32	
		8.38 }		
		30.84		

和歌山県告示第416号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和6年4月12日

和歌山県知事 岸本周平

道路の種類 県道

路線名 楠本小川線

供用開始の区間 有田郡有田川町大字青田字宮奥294番2地先から同町大字青田字宮奥290番1地先まで

供用開始の期日 令和6年4月12日

和歌山県告示第417号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和6年4月12日

和歌山県知事 岸本周平

道路の種類 県道

路線名 柏御坊線

供用開始の区間 日高郡日高町大字志賀字芋谷3582番2地先から同町大字志賀字五反田2479番1地先まで

供用開始の期日 令和6年4月12日

和歌山県告示第418号

令和6年度和歌山県立和歌山北高等学校バス運行業務について、一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び和歌山県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年和歌山県規則第107号）第10条の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和6年4月12日

和歌山県知事 岸本周平

- 1 落札に係る特定役務の名称

- 令和6年度和歌山県立和歌山北高等学校バス運行業務
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
和歌山県立和歌山北高等学校
和歌山市市小路388番地
 - 3 落札者を決定した日
令和6年3月21日
 - 4 落札者の氏名及び住所
和歌山バス株式会社
和歌山市和歌浦西一丁目8番1号
 - 5 落札金額
36,379,860円（うち消費税及び地方消費税の額3,307,260円）
 - 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
 - 7 特例政令第6条の公告を行った日
令和6年2月2日

人事委員会告示

和歌山県人事委員会告示第5号

令和6年度和歌山県職員採用I種試験を次の要綱により実施する。

令和6年4月12日

和歌山県人事委員会委員長 平 田 健 正

令和6年度和歌山県職員採用I種試験要綱

1 試験区分、採用予定人員及び主な職務内容

試験区分	採用予定人員	主な職務内容
一般行政職	70人程度	知事部局又は教育委員会等における事務
学校事務職	4人程度	県立学校又は教育委員会等における事務
警察事務職	6人程度	警察本部等における事務
技術系 職 種	情報職	3人程度 知事部局等における情報処理に関する業務並びに地域情報化推進及びICT利活用推進等に関する事務 ※一定の経験を経た後、広く一般行政職の業務に従事することができる。
	土木職	10人程度 知事部局等における道路及び河川事業等に関する施工監理等の業務
	農業工学職	4人程度 知事部局等における農業農村整備事業の施工監理等の業務
	建築職	4人程度 知事部局等における県立施設の施工監理及び建築指導等の業務
	電気職	3人程度 知事部局等における電気設備等の施工及び保守管理等の業務
	機械職	2人程度 知事部局等における機械設備等の施工及び保守管理等の業務
	化学職A	2人程度 知事部局等における環境の保全、検査分析及び試験研究等の業務
化学職B	1人程度 警察本部における犯罪鑑識の研究、法化学的鑑定、薬毒物の検査等の業務	

農学職	10人程度	知事部局等における農業及び畜産に関する指導、普及並びに試験研究等の業務
林学職	7人程度	知事部局等における森林及び林業に関する指導、普及及び試験研究並びに森林土木事業に関する施工監理等の業務
水産職	3人程度	知事部局等における水産に関する指導及び試験研究等の業務
法医鑑識職	2人程度	警察本部における犯罪鑑識の研究、法生物学的鑑定、DNA型検査等の業務

2 受験資格

(1) 次のアからエまでのいずれかの要件を満たす人

ア 平成元年4月2日から平成15年4月1日までに生まれた人（イに該当する人を除く。）

イ 一般行政職、土木職及び農業工学職においては、平成7年4月2日から平成15年4月1日までに生まれた人

ウ 平成15年4月2日以降に生まれた人で、学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学（短期大学を除く。）を卒業した人又は令和7年3月末日までに卒業見込みの人

エ 人事委員会がウに該当する人と同等の資格があると認める人

(2) 次のいずれかに該当する人は、受験できない。

ア 日本国籍を有しない人

イ 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条各号のいずれかに該当する人

3 試験日、試験地及び合格発表

	試験日	試験地	合格発表
第1次試験	令和6年6月16日（日） 午前9時20分	和歌山市 田辺市 東京都	令和6年6月26日（水）に和歌山県職員採用情報サイトに掲載する。
第2次試験	<p>【一般行政職】 （個別面接①及び個別面接②） 令和6年7月10日（水）から同月17日（水）までの間で指定する1日</p> <p>【学校事務職、警察事務職、技術系職種】 （個別面接） 令和6年7月19日（金）から同月24日（水）までの間で指定する1日</p>	和歌山市	令和6年8月7日（水）に和歌山県職員採用情報サイトに掲載するとともに、合格者に通知する。

（注）試験日時及び合格発表日は変更する場合がある。

4 試験の方法及び内容

(1) 一般行政職

	種目	配点	内容	試験時間
第1次試験	基礎能力試験 （択一式） ※1	400点	公務員として必要な一般的知識及び能力についての筆記試験 出題数120題を全問必須解答とする。 〈出題分野〉 文章読解能力、数的能力、論理的思考能力、一般知識・時事、基礎英語	1時間
	専門試験 （択一式）	600点	専門的知識及び能力についての筆記試験 受験申込時に4科目（法律、経済、総合A及び総合B）から1科目を選択する。法律又は経済を選択した場合は、40題を全問必須解答、総合A又	2時間

			は総合Bを選択した場合は、60題中40題を選択解答する。	
	論文試験	200点 ※2	一定のテーマによる識見、表現力、判断力等についての記述試験(1,200字程度)	1時間30分
	適性検査		通常の職務遂行に必要な適性についての検査。 なお、検査結果は、面接試験の参考資料とする。	
第2次試験	面接試験	1,800点	人物、能力、性格等についての個別面接(2回)	

※1 基礎能力試験は、SCOA総合適性検査を実施する。

※2 論文試験の採点は、第2次試験で行う。

(2) 学校事務職、警察事務職、技術系職種

	種目	配点	内容	試験時間
第1次試験	基礎能力試験 (択一式) ※1	400点	前記(1)の第1次試験の基礎能力試験と同内容	1時間
	専門試験	600点	試験区分に応じた専門的知識及び能力についての筆記試験 (学校事務職、警察事務職) 受験申込時に4科目(法律、経済、総合A及び総合B)から1科目を選択する。法律又は経済を選択した場合は、40題を全問必須解答、総合A又は総合Bを選択した場合は、60題中40題を選択解答する。(択一式) (情報職) 40題を全問必須解答とする。(記述式及び択一式) (その他の試験区分) 40題を全問必須解答とする。(択一式)	2時間
	論文試験	200点 ※2	前記(1)の第1次試験の論文試験と同内容	1時間30分
	適性検査		前記(1)の第1次試験の適性検査と同内容	
第2次試験	面接試験	1,400点	人物、能力、性格等についての個別面接	

※1 基礎能力試験は、SCOA総合適性検査を実施する。

※2 論文試験の採点は、第2次試験で行う。

(3) 試験内容等

ア 試験の内容は、大学卒業程度とする。

イ 第1次試験の合格者は各試験種目(論文試験を除く。)の総合得点順に決定し、最終合格者は第2次試験(論文試験を含む。)の総合得点順に決定する。ただし、各試験種目には合格基準があり、一つでも基準に達しないものがある場合は、総合得点が高くても不合格となる。

ウ 専門試験の出題分野は、おおむね次のとおりである。

試験区分	科目	出題分野
	法律	憲法、行政法、民法、刑法、労働法、経済学・財政学

一般行政職 学校事務職 警察事務職	経済	経済原論、財政学、経済史、統計学、経済事情、経済政策、憲法・行政法・民法
	総合A	政治学、行政学、憲法、行政法、民法、刑法、労働法、経済学、財政学、社会政策、国際関係、教育学、社会福祉概論、社会学概論、心理学概論
	総合B	政治学、行政学、憲法、行政法、民法、刑法、労働法、経済学、財政学、社会政策、国際関係、数学・物理・化学
情報職		数学・物理・情報・通信工学、情報基礎理論、通信・ネットワーク、システム開発・運用、情報セキュリティ、ICT関係の政策
土木職		数学・物理・情報、応用力学、水理学、土質工学、測量、都市計画、土木計画、材料・施工
農業工学職		数学、応用力学、水理学、測量、土壌物理、農業水利・土地改良・農村環境整備、農業土木構造物、材料・施工、農業機械、農業一般
建築職		数学・物理・情報、構造力学、材料学、環境原論、建築史、建築構造、建築計画、都市計画、建築設備、建築施工
電気職		数学・物理、電磁気学・電気回路、電気計測・制御、電気機器・電力工学、電子工学、情報・通信工学
機械職		数学・物理・情報、材料力学、流体力学、熱工学、電気工学、機械力学・制御、機械設計、機械材料、機械工作
化学職A 化学職B		数学・物理・情報、物理化学、分析化学、無機化学・無機工業化学、有機化学・有機工業化学、化学工学
農学職		栽培学汎論、作物学、園芸学、育種遺伝学、植物病理学、昆虫学、土壌肥料学、植物生理学、畜産一般、農業経済一般、食品科学
林学職		森林政策・森林経営学、造林学（森林生態学及び森林保護学を含む。）、林業工学、林産一般、砂防工学
水産職		水産事情・水産経済・水産法規、水産環境科学、水産生物学、水産資源学、漁業学、増養殖学、水産化学、水産利用学
法医鑑識職		生物・化学、一般化学、分析化学、有機化学、生物有機化学、生物化学、植物栄養学、食品科学、応用微生物学、衛生

5 受験手続及び受付期間

(1) 申込方法

インターネットにより、和歌山県職員採用情報サイトのトップページの「ご応募はこちら」から「採用試験申込」のページへ移動し、当該ページの「令和6年度和歌山県職員採用 I 種試験、資格免許職職員採用試験」を選択し、画面上の指示に従って申し込むものとする。

申込後、和歌山県職員採用情報サイトのトップページの「試験情報」から「試験区分」のページへ移動し、当該ページの「大学卒業程度の方」を選択し、「自己紹介書・専門性確認シート」に掲載している様式を試験区分に応じてそれぞれダウンロードし、第1次試験日までに自己紹介書を作成した上で試験当日に試験会場に持参し提出すること。

なお、インターネットによる申込みができない場合は、必ず令和6年5月9日（木）までに和歌山県人事委員会事務局に問い合わせること。

(2) 受付期間

令和6年4月18日（木）午前10時から同年5月17日（金）午後4時までに受信したものを受け付ける。

ただし、電子申請サービスの管理運営上の都合により変更する場合がある。

(3) 受験票の発行

申込みが到達した場合は、「送信完了」のメールを自動送信する。その後、申込みを受理した場合は、「審査完了」のメールを送信する。受験票は、受付期間終了後に電子申請サービス内で発行する。受験票を発行した場合は、「申請に対する電子文書発行のお知らせ」のメールを送信するので、メールに記載する指示に従い受験票ファイルをダウンロードし、A4サイズの紙面に印刷すること。「送信完了」のメールが届かないときは、申込みが到達していない可能性があるため、速やかに人事委員会事務局に問い合わせること。

試験当日は、受験票及び自己紹介書を必ず持参すること。

6 合格から採用まで

(1) この試験の最終合格者は、それぞれの試験区分ごとに作成する和歌山県人事委員会の採用候補者名簿に登載され、各任命権者からの請求により人事委員会が提示し、その中から採用者が決定される。この試験の最終合格者は、原則として令和7年4月1日に採用される。ただし、欠員等の状況により、勤務可能な人は令和7年4月1日より前に採用される場合がある。

なお、最終合格者数は最終合格発表後の辞退者等を考慮して職種によっては採用予定人員よりも多く決定する場合があるため、最終合格者であっても採用されない場合がある。

(2) 採用時の給料等の月額は、212,520円（令和6年4月1日現在において大学卒業程度の学歴を有する者であって、和歌山市を勤務地とする場合の額（地域手当を含む。））で、民間企業等の職歴、大学卒業を超える学歴その他の経歴に応じて当該額より多い額となる。

このほか、職員の給与に関する条例（昭和28年和歌山県条例第51号）等の定めに従い、扶養手当、住居手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当等が支給される。

7 車椅子・ルーペの使用、拡大文字・点字等による受験

この試験については、車椅子・ルーペの使用、拡大文字等による受験が可能であるので、希望する人は和歌山県人事委員会事務局に申し出ること。

また、一般行政職、学校事務職及び警察事務職（専門試験について法律又は総合Aを選択する場合に限る。）については、点字受験が可能であるので、同様に申し出ること。

8 試験結果の情報提供

この試験の結果について、「和歌山県電子申請サービス」により、以下のとおり情報提供を受けることができる。

情報提供の手続は、「申請に対する電子文書発行のお知らせ」メールを送信するので、当該メールに記載する方法で試験結果情報提供ファイルを表示するものとする。

試験の種類	情報提供の対象者	内容	期間
第1次試験	第1次試験不合格者	試験種目別の得点、合格基準に達していない試験種目並びに第1次試験の総合得点及び総合順位	合格発表の日の翌日の午後3時から1か月間
第2次試験	第2次試験受験者	試験種目別の得点、合格基準に達していない試験種目、第1次試験及び第2次試験の総合得点及び総合順位	

9 その他

この試験についての問合せ先は、次のとおりとする。

和歌山県人事委員会事務局

和歌山市小松原通一丁目1番地

郵便番号 640-8585

電話番号 073-441-3763

ファクシミリ番号 073-433-4085

和歌山県人事委員会告示第6号

令和6年度和歌山県職員採用I種試験（社会人枠）を次の要綱により実施する。

令和6年4月12日

和歌山県人事委員会委員長 平 田 健 正

令和6年度和歌山県職員採用I種試験（社会人枠）要綱

1 試験区分、採用予定人員及び主な職務内容

試験区分		採用予定人員	主な職務内容
一般行政職		20人程度	知事部局又は教育委員会等における事務
技術系 職 種	土木職	5人程度	知事部局等における道路及び河川事業等に関する施工監理等の業務
	農業工学職	2人程度	知事部局等における農業農村整備事業の施工監理等の業務

2 受験資格

- (1) 昭和54年4月2日から平成7年4月1日までに生まれた人
- (2) 次のいずれかに該当する人は、受験できない。
 - ア 日本国籍を有しない人
 - イ 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条各号のいずれかに該当する人

3 試験日、試験地及び合格発表

	試験日	試験地	合格発表
第1次試験	令和6年6月16日（日） 午前9時20分	和歌山市 田辺市 東京都	令和6年6月26日（水）に和歌山県職員採用情報サイトに掲載する。
第2次試験	一般行政職 （論文試験及び面接試験①） 令和6年7月27日（土）又は同月28日（日）のいずれか指定する1日 （面接試験②） 令和6年8月10日（土）又は同月11日（日）のいずれか指定する1日	和歌山市	令和6年8月23日（金）に和歌山県職員採用情報サイトに掲載するとともに、合格者に通知する。
	技術系職種 （論文試験及び面接試験（専門）） 令和6年7月27日（土）又は同月28日（日）のいずれか指定する1日 （面接試験） 令和6年8月10日（土）又は同月11日（日）のいずれか指定する1日		

（注）試験日時及び合格発表日は変更する場合がある。

4 試験の方法及び内容

(1) 一般行政職

	種目	配点	内容	試験時間
第1次試験	基礎能力試験（択一式）※1	400点	公務員として必要な一般的知識及び能力についての筆記試験 出題数120題を全問必須解答とする。 〈出題分野〉 文章読解能力、数的能力、論理的思考能力、一般知識・時事、基礎英語	1時間
	論文試験	200点※2	一定のテーマによる識見、表現力、判断力等についての記述試験（1,200字程度）	1時間30分
	適性検査		通常の職務遂行に必要な適性についての検査。 なお、検査結果は、面接試験の参考資料とする。	
第2次試験	面接試験	1,800点	人物、能力、性格等についての個別面接（2回） 自己紹介書に基づくプレゼンテーションを含む。	

※1 基礎能力試験は、SCOA総合適性検査を実施する。

※2 論文試験の採点は、第2次試験で行う。

(2) 技術系職種

	種目	配点	内容	試験時間
第1次試験	基礎能力試験 (択一式) ※1	400点	前記(1)の第1次試験の基礎能力試験と同内容	1時間
	論文試験 ※2	200点	前記(1)の第1次試験の論文試験と同内容	1時間30分
	適性検査		前記(1)の第1次試験の適性検査と同内容	
第2次試験	面接試験 (専門)	600点	試験区分に応じた専門性確認シートに基づく専門的知識及び能力についての個別面接	
	面接試験	1,200点	人物、能力、性格等についての個別面接	

※1 基礎能力試験は、SCOA総合適性検査を実施する。

※2 論文試験の採点は、第2次試験で行う。

(3) 試験内容等

ア 試験の内容は、大学卒業程度とする。

イ 第1次試験の合格者は第1次試験（論文試験を除く。）の得点順に決定し、最終合格者は第2次試験（論文試験を含む。）の総合得点順に決定する。ただし、各試験種目には合格基準があり、一つでも基準に達しないものがある場合は、総合得点が高くても不合格となる。

5 受験手続及び受付期間

(1) 申込方法

インターネットにより、和歌山県職員採用情報サイトのトップページの「ご応募はこちら」から「採用試験申込」のページへ移動し、当該ページの「令和6年度和歌山県職員採用I種試験（社会人枠）」を選択し、画面上の指示に従って申し込むものとする。

申込後、和歌山県職員採用情報サイトのトップページの「試験情報」から「試験区分」のページへ移動し、当該ページの「社会人の方」を選択し、「自己紹介書・専門性確認シート」に掲載している様式を試験区分に応じてそれぞれダウンロードし、第1次試験日までに一般行政職については自己紹介書を、技術系職種については自己紹介書及び専門性確認シートを作成した上で、試験当日に試験会場に持参し提出すること。

なお、インターネットによる申込みができない場合は、必ず令和6年5月9日（木）までに和歌山県人事委員会事務局に問い合わせること。

(2) 受付期間

令和6年4月18日（木）午前10時から同年5月17日（金）午後4時までに受信したものを受け付ける。ただし、電子申請サービスの管理運営上の都合により変更する場合がある。

(3) 受験票の発行

申込みが到達した場合は、「送信完了」のメールを自動送信する。その後、申込みを受理した場合は、「審査完了」のメールを送信する。受験票は、受付期間終了後に電子申請サービス内で発行する。受験票を発行した場合は、「申請に対する電子文書発行のお知らせ」のメールを送信するので、メールに記載する指示に従い受験票ファイルをダウンロードし、A4サイズの紙面に印刷すること。「送信完了」のメールが届かないときは、申込みが到達していない可能性があるため、速やかに人事委員会事務局に問い合わせること。

試験当日は、受験票及び自己紹介書に加え、技術系職種においては専門性確認シートを必ず持参す

ること。

6 合格から採用まで

(1) この試験の最終合格者は、それぞれの試験区分ごとに作成する和歌山県人事委員会の採用候補者名簿に登載され、各任命権者からの請求により人事委員会が提示し、その中から採用者が決定される。この試験の最終合格者は、原則として令和7年4月1日に採用される。ただし、欠員等の状況により、勤務可能な人は令和7年4月1日より前に採用される場合がある。

なお、最終合格者数は最終合格発表後の辞退者等を考慮して職種によっては採用予定人員よりも多く決定する場合があるため、最終合格者であっても採用されない場合がある。

(2) 採用時の給料等の月額は、212,520円（令和6年4月1日現在において大学卒業程度の学歴を有する者であって、和歌山市を勤務地とする場合の額（地域手当を含む。））で、民間企業等の職歴、大学卒業を超える学歴その他の経歴に応じて当該額より多い額となる。

このほか、職員の給与に関する条例（昭和28年和歌山県条例第51号）等の定めに従い、扶養手当、住居手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当等が支給される。

7 車椅子・ルーペの使用、拡大文字・点字等による受験

この試験については、車椅子・ルーペの使用、拡大文字等による受験が可能であるので、希望する人は和歌山県人事委員会事務局に申し出ること。

また、一般行政職については、点字受験が可能であるので、同様に申し出ること。

8 試験結果の情報提供

この試験の結果について、「和歌山県電子申請サービス」により、以下のとおり情報提供を受けることができる。

情報提供の手続は、「申請に対する電子文書発行のお知らせ」メールを送信するので、当該メールに記載する方法で試験結果情報提供ファイルを表示するものとする。

試験の種類	情報提供の対象者	内容	期間
第1次試験	第1次試験不合格者	得点、順位及び合格基準に達していない場合は、その旨	合格発表の日の翌日（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午後3時から1か月間
第2次試験	第2次試験受験者	試験種目別の得点、合格基準に達していない試験種目、第1次試験の得点及び順位並びに第2次試験の総合得点及び総合順位	

9 その他

この試験についての問合せ先は、次のとおりとする。

和歌山県人事委員会事務局

和歌山市小松原通一丁目1番地

郵便番号 640-8585

電話番号 073-441-3763

ファクシミリ番号 073-433-4085

選挙管理委員会告示

和歌山県選挙管理委員会告示第15号

平成10年和歌山県選挙管理委員会告示第72号（不在者投票管理者となる病院等の指定）の一部を次のように改正する。

令和6年4月12日

和歌山県選挙管理委員会委員長 小 濱 孝 夫

第2項の表中

社会福祉法人和生福会介護老人福祉施設
緑 風 苑

海南市孟子字波免709-1

伊都郡町村及び橋本市老人福祉施設事務組合立特別養護老人ホーム
国 城 寮

橋本市隅田町河瀬905番地の2

伊都郡町村及び橋本市老人福祉施設事務組合立養護老人ホーム
国 城 寮

橋本市隅田町河瀬907番地

を

社会福祉法人和生福会介護老人福祉施設
緑 風 苑

海南市孟子字波免709-1

に、

社会福祉法人萩原会特別養護老人ホーム
友 愛 苑

伊都郡九度山町河根807番地の64

を

社会福祉法人萩原会特別養護老人ホーム
友 愛 苑

伊都郡九度山町河根807番地の64

伊都郡町村及び橋本市老人福祉施設事務組合立特別養護老人ホーム
国 城 寮

伊都郡九度山町九度山1265-1

に改める。

伊都郡町村及び橋本市老人福祉施設事務組合立養護老人ホーム
国 城 寮

伊都郡九度山町九度山1265-1